

資 料 編

〔 1 〕

国庫補助事業等

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

令和8年度予算額 76,249百万円（前年度 76,249百万円）

＜対策のポイント＞

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

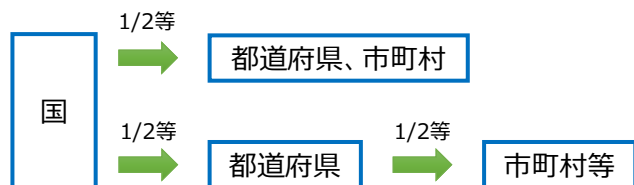
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

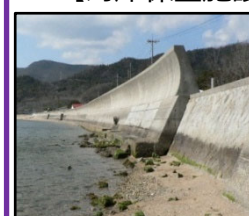


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

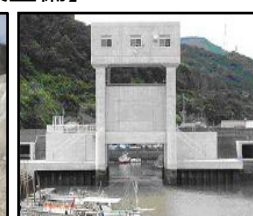


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】

（農業農村分野）
（森林分野）
（水産分野）

農村振興局地域整備課
林野庁計画課
水産庁計画・海業政策課

（03-6744-2200）
（03-3501-3842）
（03-6744-2387）

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、**多様な人材が農村に関わる機会を創出**するとともに、農山漁村の**多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等**の取組や農村に人が住み続けるための**条件整備**など農村振興施策を総合的に推進することにより、**地域社会の維持、活性化**を後押しします。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）等

<事業の全体像>

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）
地域資源活用価値創出委託調査事業

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

創出支援型



官民共創による地域課題解決

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備

農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修



遊休資産を活用した滞在施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

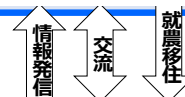
都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



地域社会の維持・活性化

中山間地域等

中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOの形成



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用



荒廃農地の再生

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

令和8年度予算額
780百万円（前年度 780百万円）

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用等**を通じた**所得・雇用の増大を図る取組**を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区[令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上等**を通じた**地域経済の活性化を図るため**、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

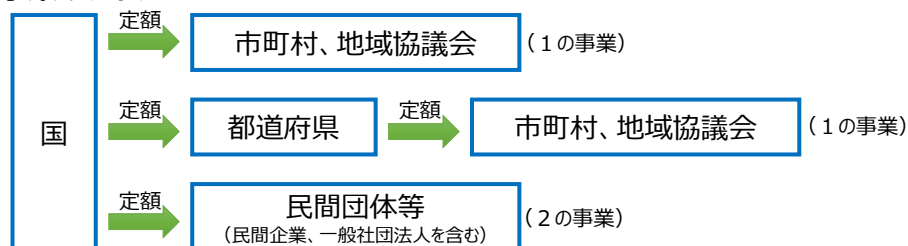
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及のため**、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)

＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

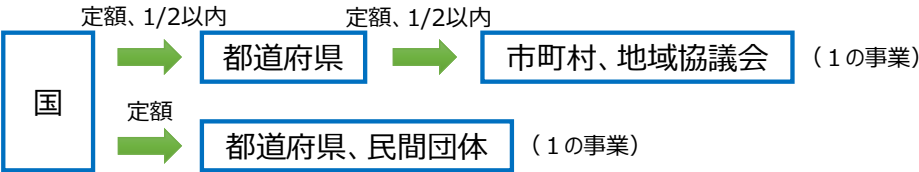
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



注 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- [支援事業] 優遇措置※
- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・ 農業農村整備関係事業
 - ・ 集落営農連携促進等事業
 - ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
 - ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策 等）
 - ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- [支援事業] 優遇措置※
- ・ 多面的機能支払交付金
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

※ 採択に当たっての配慮、上限事業費・交付率の拡大、受益面積要件の緩和、事業要件の緩和等

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、中間支援組織の育成や農村RMOの裾野を広げるための取組等を支援

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で地域資源活用価値創出対策及び最適土地利用総合対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 農業生産基盤情報通信環境整備事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
被害防止施設等の整備を行う場合に優先配分
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農連携促進等事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大（強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおいては、優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、新基本計画実装・農業構造転換支援事業
 - ・中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稲：50ha→10ha 等）
 - ・都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃（強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおいては、優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 農地集約化促進事業
事業要件及び交付対象農地要件である「団地」の面積規模の緩和等（一般地域の1/2）
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

<事業の内容>

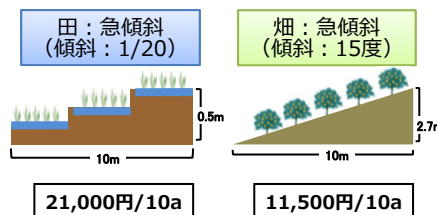
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等**を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

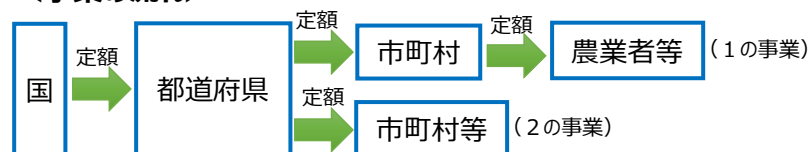
※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

令和8年度予算額 50,048百万円（前年度 50,048百万円）

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha〔令和12年度まで〕）
- 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円（前年度48,463百万円）

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払（共同）※1	③資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間に以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

〔加算措置〕

（円/10a）

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

(円/10a)				
項目		交付単価		
環境負荷低減 の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し	800	
		冬期湛水	4,000	
		夏期湛水	8,000	
		中干し延期	3,000	
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

中山間地域所得確保対策＜一部公共＞

令和7年度補正予算額 9,683百万円（優先枠を設けて実施）

＜対策のポイント＞

中山間地域※において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

※中山間地農業ルネサンス事業の
地域別農業振興計画を策定済みの地域

＜事業目標＞

中山間地域において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 中山間地域所得確保推進事業

50百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

調査に必要な商品の製作、農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施し、⑤、⑥は必須

2. 関連事業における優先枠の設定

9,633百万円

＜事業の流れ＞



中山間地域所得確保推進事業【50百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 〔交付率〕 定額（500万円（上限）／地区）

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業における優先枠の設定【9,633百万円】

以下の事業について、事業実施計画に位置づけた場合には、優先的に採択・配分

- 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

（参考）関連事業におけるその他優遇措置

以下の事業について、事業実施計画に位置づけた場合には、面積要件の緩和などを措置

- 産地生産基盤パワーアップ事業

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

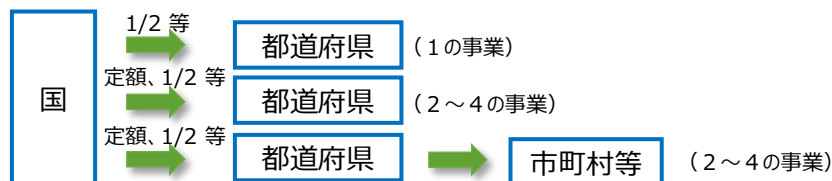


（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

＜事業の流れ＞



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

〔お問い合わせ先〕

（1、2、4の事業）
（3の事業）

農村振興局農地資源課
畜産局飼料課

（03-6744-2208）
（03-6744-2399）

農地整備事業①

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

※ 下線部は拡充内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良※、農業用排水施設整備、情報通信環境整備 等

※ バイオ炭を使用することが可能

附帯事業：農地集積促進事業、農業構造転換特別対策事業 等 【限度額：事業費の12.5%】

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フラッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フラッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区においては、ハード事業の採択までに地域計画のブラッシュアップが行われる場合に限り、定額助成

（令和11年度採択分まで（水田農業高収益化地区は令和8年度採択分まで、省力化整備地区は令和12年度採択分まで））

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

※ 荒廃ハウス等の支障物の撤去等に要する経費を支援可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・助成割合

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

- ※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合
- ※ 国費負担割合は50%等

<整備前>



<整備後>



大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上※） 等

※ 事業完了までに地域計画の目標地図がブラッシュアップされ、かつ、農地の集積・集約化率がいずれも80%以上となる場合、5ha以上

補助率：50% 等

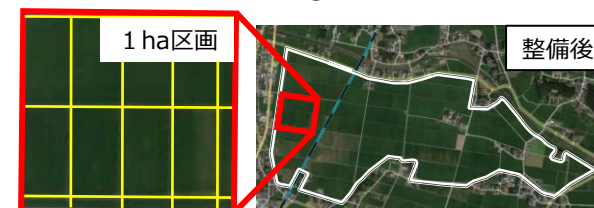
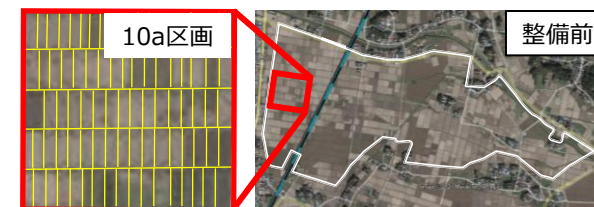
農地整備事業② ～農業構造転換特別対策事業の創設～

- 農業者が減少する中、生産性の向上を図るため、**1 ha以上を含む大区画農地の整備を加速化することが必要。**
- そのため、農業構造転換集中対策期間（令和7年度～11年度）において、**農地の大区画化等を促進し、より一層の集積・集約化を推し進め、生産コストの低減を実現する。**

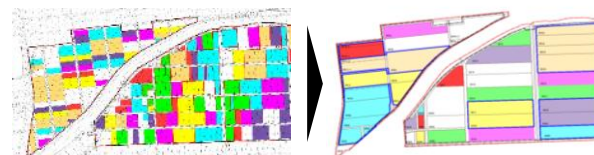
1. 事業内容等

農地の大区画化の割合、集積・集約化率等に応じて**国費により農家負担を軽減**

国費		定額（事業費の6.25%相当）	定額（事業費の9.4%相当）	定額（事業費の12.5%相当）
要件	平坦地 (傾斜1/100未満)	✓ 対象面積の1/2以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の3/5以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上	✓ 対象面積の2/3以上で1 ha以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率80%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定
	平坦地以外 (傾斜1/100以上)	✓ 対象面積の1/2以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上	✓ 対象面積の2/3以上で50a以上区画に整備 ✓ 集積率85%以上、集約化率90%以上 ✓ 対象農地全てに農地中間管理権等を15年以上設定



農地の大区画化



担い手へ農地を集積・集約化

【留意点】

- ※ 1 傾斜1/100以上の地区でも平坦地の要件を選択可能。
- ※ 2 採択期間は令和11年度末まで。
- ※ 3 6.25%又は9.4%の対策費を活用する場合で、残りの農家負担を都道府県・市町村が負担する場合には、当該負担分は地方財政措置の対象。
- ※ 4 実施中地区における促進費から対策費への移行は可能。同一工事における促進費と対策費の併用は不可。
- ※ 5 農地中間管理権等の設定とは、農地バンクが、農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業経営若しくは農作業の委託を受けていることを指す。
- ※ 6 適用する区分の対策費の要件を、事業実施によって満たすことが必要。
- ※ 7 6.25%又は9.4%の対策費は基盤整備事業費と同時に、12.5%の対策費は農地中間管理権等の設定の確認後に、交付。

2. 実施主体

都道府県

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

・道営草地整備事業

事業実施主体：北海道

採択要件：受益面積500ha以上 等

・公共牧場整備事業

事業実施主体：都道府県

採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

事業実施主体：都道府県、事業指定法人

・飼料基盤集積整備事業

採択要件：受益面積200ha以上 等

・再編整備事業

採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会

採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

事業実施計画策定の補助対象事業費上限額（1,000万円）
を撤廃

※下線部は拡充

2. 主な工種

草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等

飼料生産の基盤整備



【お問い合わせ先】 畜産局飼料課 (03-6744-2399)

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されているほ場での簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用**し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構とも連携**しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進**。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
 - ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田雨水貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

※ 下線部は拡充内容

②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

主な事業種類	条件	助成単価【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	<u>27万5千円/10a</u> (46万5千円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	7万円/10a (25万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	4万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	22万5千円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 4万円/10a ○実施設計(外注) + 2万円/10a
	トレンチャ	18万円/10a	
湧水処理	表土扱い有	24万円/100m	
末端畑かん施設		<u>21万5千円/10a</u> (35万円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	27万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	25万円/10a	

加算措置：担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価の2割を加算

区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

